

京労基発 0305 第 3 号  
令和 8 年 3 月 5 日

関係機関・団体 各位

京都労働局労働基準部長



「高年齢者の労働災害防止のための指針(補足事項)」について

労働行政の運営につきましては、日頃から格別のご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 33 号）による改正後の労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 62 条の 2 第 2 項の規定に基づき、「高年齢者の労働災害防止のための指針」（以下「指針」という。）が公表され、「高年齢者の労働災害防止のための指針」について」（令和 8 年 2 月 10 日付け基発 0210 第 1 号。以下「施行通達」という。）により指針の留意事項が示され、京労発基 0224 第 6 号により通知させていただいたところです。

今般、厚生労働省労働基準局長から同施行通達に係る補足事項として、別添のとおり示されましたので、貴団体におかれましては、同指針の趣旨等をご理解いただき、会員事業場等に対して周知いただきますよう、特段のご配慮をお願い申し上げます。

※京都労働局労働基準部長印の押印は、「都道府県労働局公印取扱要領」第 8 条第 3 項の規定に基づき、その印影を印刷しています。